

神戸市水道局契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書

令和 年 月 日

神戸市水道事業管理者 宛

住 所

所在地

法人・団体名

代表者役職・氏名

神戸市水道局が「神戸市水道局契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」(以下「暴力団等排除要綱」という。)に基づき、貴市が行うすべての契約等からの暴力団等を排除していることを認識したうえで、契約の締結を行うとともに、下記のとおり誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約解除や損害賠償請求等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 暴力団等排除要綱第5条第1項各号のいずれにも該当しません。
- 2 暴力団等排除要綱第5条第1項各号に該当する事由の有無を確認するため県警へ照会を行うことに合意し、貴市の求めに応じ速やかに役員等名簿の提出を行います。
- 3 暴力団等排除要綱第5条第1項各号に該当する者を下請負人(一次及び二次下請以降すべての下請負人を含む。以下同じ。)又は他契約の履行に関連する契約の相手方(以下、「下請負人等」という。)としません。また、県警への照会の結果又は県警からの通報により、下請負人等が暴力団等排除要綱第5条第1項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合には、元請人の責任において当該下請負人等との契約を速やかに解除します。また、貴市の求める期限内に当該下請負人等との契約の解除ができない場合には、契約解除や損害賠償請求等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。
- 4 当該契約に関して元請として下請等と契約を締結した際、下請負人等に対し神戸市水道事業管理者あて誓約書の提出を求め(一次下請が二次下請と契約を締結した際は、二次下請に対し神戸市水道事業管理者あて誓約書の提出を求め、以降全ての下請負人間の契約についても同じ。)、元請の責任において貴市に対して当該誓約書の提出を行います。

また、契約に係る一連の手続きにおいて、締結しようとしている契約についての事務の連絡を行う者その他の関係者等に関して貴市が県警照会の必要性を認めた場合、関係者に対して当該誓約書の趣旨を説明の上で関係者より誓約書及び役員等名簿の提出を求め、速やかに貴市に対して提供を行います。
- 5 暴力団等排除要綱第5条第1項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合、県警からの回答等の内容について、外郭団体等を含む貴市関係部局が情報を共有すること、並びに暴力団等排除要綱に従い措置対象者名等について公表を行うことについて承諾します。